

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業者の魅力ある店舗づくりを支援し、市内商業の活性化を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 新規創業等 事業を営んでいない個人が、初めて事業を開始し、若しくは初めて会社を設立して当該会社の事業を開始すること又は既に事業を営んでいる個人若しくは会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、綾瀬市内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社の新たな事業を開始することをいう。
- (3) 店舗開業事業 市内に新しく店舗を営む事業をいう。
- (4) 店舗改装事業 市内で店舗を営んでいる事業者がその店舗を改装する事業をいう。
- (5) 商品開発事業 市内で店舗を営んでいる事業者が行う販売を目的とした綾瀬市にふさわしい商品を開発する事業をいう。
- (6) 販売促進事業 市内で店舗を営んでいる事業者が開発した商品や個店の主力商品の販売を促進する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。
- (2) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に規定する小売業(大分類Iのうち中分類58)、飲食サービス業(大分類Mのうち中分類76、77)、生活関連サービス業(大分類N

のうち中分類 78、79) のいずれかを営み、又は営むことを予定している者であること。

(3) 納期限の到来した市区町村税を完納していること。

(4) 納期限の到来した国税及び都道府県税を完納していること（店舗開業事業を実施する新規創業等を行う者に限る）。

(5) 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村から特定創業支援等事業による支援を受けた者又は 1 年以内に受ける予定の者であること（店舗開業事業を実施する新規創業等を行う者に限る）。

(6) 綾瀬市又は国、県等から同様の趣旨の補助金等の交付又は交付決定を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

(1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成 23 年綾瀬市条例第 9 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までの規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により許可又は届出を要する事業

イ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

エ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条に規定する大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗内のテナント店舗で事業を営む者

オ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

カ その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象事業）

第 4 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 店舗開業事業

ア 店舗開業から 5 年間は、週 4 日以上営業するもの。

イ 開業後、廃業等をせずに 5 年以上継続するもの。

ウ 開業から3年間は、1箇月以上の休業をしないもの。

エ 店舗を自ら所有又は賃借し事業を営み、事業を継続する事業計画を有するもの。

オ 事業計画の作成に関して、中小企業診断士の助言及び指導を受けているもの。

カ 交付決定から開業までの間、原則月に1回、中小企業診断士又は綾瀬市商工会の経営指導員により助言及び指導を受けるもの。

キ 開業後、3箇月、6箇月、1年、1年6箇月、2年、2年6箇月、3年の各期間が経過した後、速やかに綾瀬市商工会に派遣された中小企業診断士又は綾瀬市商工会の経営指導員による経営診断及び指導を受けるもの。

(2) 店舗改装事業

ア 魅力ある商店づくりのため、店舗を改装してから2年間は週4日以上営業するもの。

イ 店舗改装後、廃業等をせずに2年以上継続するもの。

ウ 店舗を自ら所有又は賃借し事業を5年以上営んでいる店舗であって、当該店舗の事業を継続する事業計画を有するもの。

(3) 商品開発事業

ア 開発する商品(以下「新商品」という。)が、既存又は競合する商品と比較し、本市の特色を活かして差別化が図られているもの。

イ 登録商標等紛らわしくないもの。

ウ 綾瀬市のイメージを損なわないもの。

エ 発売開始から1年以内のもの。

(4) 販売促進事業

新商品又は主力商品の販路拡大及び魅力発信のため、イベント等への出店や広告宣伝等により販売を促進するもの。

(補助対象期間)

第5条 補助事業のうち店舗開業事業、店舗改装事業及び商品開発事業に係る補助対象期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 店舗開業事業及び店舗改装事業

交付決定日から当該事業年度の2月末日までとする。

(2) 商品開発事業

新商品の販売を開始した日の前日までの1年間とする。

（補助対象経費等）

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市商業者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表第2に掲げる補助事業における必要書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、店舗開業事業及び店舗改装事業については現地調査により申請の内容と相違ないか確認のうえ、交付の適否について決定したときは、綾瀬市商業者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第7号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（経過報告）

第9条 第4条第1号に規定する事業に係る補助事業者は、同号カに規定する助言及び指導について、継続支援報告書（第8号様式）により市長に報告しなければならない。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、変更内容が確認できる書類を添付して、綾瀬市商業者支援事業補助金変更等承認申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（補助事業の変更等の承認）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ変更等の適否を決定し、綾瀬市商業者支援事業補助金変更等承認（不承認）通知書（第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業のうち商品開発事業に係る補助金は、交付決定後、適正な請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 3 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条に定める補助事業の要件を満たさなくなったとき。
- (2) この要綱又は法令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他、市長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定により取消しを決定したときは、綾瀬市商業者支援事業補助金交付決定取消通知書（第 1 1 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 4 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害による場合
- (2) その他市長が特別な事情があると認めた場合

2 店舗開業事業又は店舗改装事業に係る前項の規定による補助金の一部返還金額は、次の各号のとおりとする。

(1) 店舗開業事業

ア 第 4 条第 1 号アを恒常的に満たさなくなった者については、交付決定額を 2 6 0 で除して得た額に、同号アの要件を欠いた週数を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とする（年末年始の休業、傷病による休業その他商慣習上認められるやむを得ない休業を除く。）。)

イ 第 4 条第 1 号イ又はウを満たさなくなった者については、交付決定額を 6 0 で除して得た額に、営業を行わない月数を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とする。

(2) 店舗改装事業

ア 第 4 条第 2 号アを恒常的に満たさなくなった者については、交付決定額を 1 0 4 で除して得た額に、同号アの要件を欠いた週数を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とする（年末年始の休業、傷病による休業その他商慣習上認められるやむを得ない休業を除く。）。)

イ 第4条第2号イを満たさなくなった者については、交付決定額を24で除して得た額に、営業を行わない月数を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、当該事業の完了後30日以内に、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書に別表第3に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業のうち商品開発事業に係る補助事業者にあつては、補助事業等実績報告書の提出を要しない。

（現地調査）

第16条 市長は、前条に規定する報告があつたときは、現地と報告書に相違ないか調査を行う。ただし、補助事業のうち販売促進事業にあつては、この限りでない。

（事業状況等報告）

第17条 第4条第1号に規定する事業に係る補助事業者は補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、同条第2号に規定する事業に係る補助事業者は補助事業が完了した年度の翌年度から2年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、事業状況報告書（第13号様式）により市長に報告しなければならない。

2 第4条第1号に規定する事業に係る補助事業者は、同号キに規定する経営診断、指導について、経営状況報告書（第14号様式）に特定創業支援等事業支援証明書の写し（新規創業等を行う者で、実績報告後に支援を受けた後の最初の提出時に限る。）を添えて、市長に報告しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱の廃止）

2 活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱による改正前の綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた者に係る同要綱の規定は、なお従前の例による。

- 4 附則第2項の規定による廃止前の活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱の規定により交付の決定を受けた者に係る同要綱の規定は、なお従前の例による。
- 5 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、その施行に必要となる様式については、この要綱において定める様式で相当するものを使用することができる。

別表第 1（第 6 条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	限度額
店舗開業事業	(1) 工事を伴う改装費 （工事は市内の事業者が発注すること） (2) 設備購入費 (3) 備品購入費 （1 品 3 万円以上、備品購入のみの経費 は対象外とする） (4) 販売促進に係る広告宣伝費用 (5) 店舗の賃貸借契約上の賃料（不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金等を除く） に 6 を乗じて得た額	補助対象経費の 2 / 3 以内	1 回 1 0 0 万円 （新規創業等の場合は 1 0 0 万円を加算）
店舗改装事業	(1) 工事を伴う改装費 （工事は市内の事業者が発注すること） (2) 設備購入費 (3) 備品購入費 （1 品 3 万円以上、備品購入のみの経費 は対象外とする） (4) 販売促進に係る広告宣伝費用 (5) その他、魅力ある商店づくりに資するもの	補助対象経費の 1 / 2 以内	1 回 5 0 万円
商品開発事業	(1) 新商品の開発に係る原材料費 (2) 新商品のパッケージ、ラ	補助対象経費の 1 / 2 以内	1 商品 1 0 万円

	ベル等のデザイン開発（作成）費 (3) マーケティング、調査分析に要する経費 (4) 専門家等の招聘に要する経費		
販売促進事業	(1) 販売促進に係る出店経費、広告等宣伝費	補助対象経費の 1 / 2 以内	1 事業者 1 0 万円

別表第 2（第 7 条関係）

補助事業	申請必要書類
共通	(1) 反社会的勢力に係る誓約書（第 2 号様式） (2) 直近の市区町村税の納付を証明する書類（綾瀬市で確認できないものに限る） (3) その他市長が必要と認める書類

店舗開業事業	(1) 店舗開業事業計画書（第3号様式） (2) 補助対象経費の内訳を説明する書類（50万円以上の工事費用については、2者以上の見積書） (3) 開業届の写し若しくは法人設立届出書の写し又はそれに類する書類の写し（既に提出している場合に限る） (4) 補助事業者の定款又は規約 (5) 位置図及び見取図 (6) 施設の所有権、借地権又は賃借権等を証する書類（既に権利を取得している場合に限る） (7) 現況写真等 (8) 法令、条例、規則等による資格、許認可、届出等を行っている場合は、その許可書等の写し（既に取得している場合に限る） (9) 官公署が発行した顔写真付きの身分証明書又は住民票の写し（申請者が個人の場合に限る） (10) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る） (11) 直近の国税、都道府県税の納付を証明する書類（新規創業等の場合） (12) 特定創業支援等事業支援証明書の写し（新規創業等を行う者で、既に支援を受けた者に限る） (13) 設計の概要図（平面図、正面図等） (13)は改装費の申請の場合
--------	---

店舗改装事業	(1) 店舗改装事業計画書（第4号様式） (2) 収支予算書 (3) 現況写真等 (4) 設計の概要図（平面図、正面図等） (5) 見積書（50万円以上の場合は2者以上の見積書）
商品開発事業	(1) 商品開発（販売促進）事業商品説明書（第5号様式） (2) 新商品の全体像が分かる写真 (3) 店舗内で販売している様子が分かる写真 (4) 補助対象経費に係る収支決算書 (5) 補助対象経費に係る領収書等支払いを証する書類の写し
販売促進事業	(1) 商品開発（販売促進）事業商品説明書（第5号様式） (2) 販売促進事業計画書（第6号様式） (3) 新商品又は主力商品の全体像が分かる写真 (4) 補助対象経費に係る収支予算書

別表第3（第15条関係）

補助事業	実績報告必要書類
共通	(1) 収支決算書 (2) 法令、条例、規則等による資格、許認可、届出等を事業開始後に行った場合は、その許可書等の写し（申請時に提出していない場合に限る） (3) 補助対象経費に係る領収書等支払いを証する書類の写し (4) その他市長が必要と認める書類
店舗開業事業	(1) 補助事業の実施を証明する写真、現物等 (2) 開業届若しくは法人設立届出書の写し又はそれに類する書類の写し（申請時に提出していない場合に限る） (3) 施設の所有権、借地権又は賃借権等を証する書類（申請時に提出していない場合に限る） (4) 特定創業支援等事業支援証明書の写し（新規創業等を行う者で、申請後に支援を受けた者に限る）

店舗改装事業	(1) 補助事業の実施を証明する写真、現物等
販売促進事業	(1) 販売促進事業報告書（第 1 2 号様式） (2) 補助事業の実施を証明する写真、現物等

第 1 号様式（第 7 条関係）

年度綾瀬市商業者支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号 （ ）

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。なお、交付審査にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助事業の名称	
2 事業所等所在地（予定）	
3 事業所（商品）等の名称	
4 業種・事業の内容	
5 事業の着手及び 完了（予定）日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
6 開業・発売（予定）日	年 月 日
7 補助対象経費	円
8 補助金交付申請額	円
9 添付書類	

第2号様式（第7条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名（フリガナ）
性 別
生 年 月 日
電 話 番 号 （ ）

私（当社）当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定（以下「反社会的勢力」という。）する事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以 上

第 3 号様式（第 7 条関係）

店舗開業事業計画書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号 （ ）

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、事業計画書を提出します。

1 事業概要について

店舗名称			
店舗所在地		業種	
開業形態	☐ 個人事業 ☐ 法人事業	開業の状況	☐ 新規創業等 ☐ その他
営業日（週 4 日以上）			
事業内容			
予定している商品、サービス	名称	価格	備考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	(特記事項)		

「業種」には、日本標準産業分類に規定する小分類を記入すること。

2 経営者の略歴

略歴	年月	勤務先等	業種	職務内容
	から まで			
	から まで			
	から まで			
	から まで			
	から まで			
資格等	名称		取得年月日	
開業に必要な知識・技能等の習得状況				

3 当該店舗に關与する者

氏名	年齢	性別	所在地	役割

4 事業に係る法令規則条例等による資格、許認可、届出等の状況

--

5 開業後の展望

--

6 工事詳細（工事を実施する場合のみ記入）

目的	
箇所	
期間	年 月 日から 年 月 日まで

7 売上予測

飲食サービス業					
客単価（昼）		席数（昼）		回転数（昼）	
客単価（夜）		席数（夜）		回転数（夜）	
1 か月平均					
備考					
小売業・生活関連サービス業・座席のない飲食サービス業等					
					1 か 月 平 均

8 収支計画（月平均）

（単位：円）

		開業当初	1 年後	備考
売上高				
売上原価				
経 費	人件費			
	家賃			
	支払利息			
	合計			
利益				

9 開業収支予算

(単位:円)

科目		予算額	説明
収入			
自己資金			
融資			
市補助			
収入合計			
支出			
補助対象経費	改装費		
	設備購入費		
	備品購入費		
	広告宣伝費		
	賃料		円× 月 開業までの支出額を記入
支出合計			

10 中小企業診断士所感

項目	説明	所感	判定
事業計画	事業計画は実現性が高いか		☐ 優 ☐ 可 ☐ 否
資金計画	資金計画は現実的か		☐ 優 ☐ 可 ☐ 否
収益性	収益性が見通しが妥当か		☐ 優 ☐ 可 ☐ 否
継続性	計画どおり進まない場合も継続されるような対応が考えられているか		☐ 優 ☐ 可 ☐ 否
事業計画を確認したところ、必要とされる上記4項目全てにおいて、「可」以上であることを確認しました。 中小企業診断士 事務所所在地 名 称 氏 名			

(判定説明)

優：優れている

可：改善の余地はあるが、無理のないものとなっている

否：見直す必要がある

第4号様式（第7条関係）

店舗改装事業計画書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

名称

氏名又は代表者名

電話番 号 ()

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、事業計画書を提出します。

1 店舗の概要について

名称			
所在地		業種	
市内で開業した日			
営業日(週4日以上)			

「業種」には、日本標準産業分類に規定する小分類を記入すること。

2 事業計画の内容について

事業内容
今後の展望（事業実施に対しての意欲、補助期間終了後の運営等を記載）

3 改装工事について

目的	
箇所	
期間	年 月 日から 年 月 日まで

4 備品の購入について（１商品税抜き３万円以上のもの）

商品	数量	単価	金額

第 5 号様式（第 7 条関係）

商品開発（販売促進）事業商品説明書

名 称	
内容・特徴	
製造会社	住所 〒 - 名称
現在の販売状 況及び 今後の販売計 画	

第 6 号様式（第 7 条関係）

販売促進事業計画書

出店の場合

出店期間	年 月 日から 年 月 日まで
出店内容	イベント等名称 所在地 〒 - 来場者数（予定） 人
販売個数	個
売上目標・見込 まれる成果	円 （販売単価 円）

広告等宣伝の場合

宣伝方法 ¥（規 格）	チラシ ・ ポスター ・ パンフレット ・ タウン紙 ・ 新聞 その他（ ） 規 格（ ）
内 容	
作成枚数	枚
配布方法 （ 掲示方法 ）	
配布場所 （ 掲示場所 ）	
売上目標・見込 まれる成果	円（ 年 月 日から 年 月 日まで）

第7号様式（第8条関係）

綾瀬市商業者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金の名称 綾瀬市商業者支援事業補助金

2 補助事業の名称

3 補助金交付の可否 可 ・ 否

4 補助金交付決定額 金 _____ 円

5 補助条件

綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

第 8 号様式（第 9 条関係）

継続支援報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、継続支援報告書を提出
します。

実施日	年 月 日
助言・指導の内容	
☐ 中小企業診断士 事務所所在地 名 称 氏 名 ☐ 綾瀬市商工会経営指導員 氏 名	

第9号様式（第10条関係）

綾瀬市商業者支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 所在地又は住所

名称

氏名又は代表者名

電話 番 号 ()

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更等が生じたので、綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の名称		
補助事業の変更等	変更 ・ 中止 ・ 廃止	
変 更 等 理 由		
変 更 事 項 ・ 内 容	変更後	
	変更前	
そ の 他		

第 10 号様式（第 11 条関係）

綾瀬市商業者支援事業補助金変更等承認（不承認）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました補助事業内容の変更（中止・廃止）
について、綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり
決定したので通知します。

1 補助事業の名称

2 変更等の理由

3 承認の可否 可 ・ 否

4 既交付決定額 金 _____ 円

5 変更後交付決定額 金 _____ 円

6 条件

7 不承認の理由

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

綾瀬市商業者支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市綾瀬市商業者支援事業補助金については、綾瀬市綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第 1 2 号様式（第 1 5 条関係）

販売促進事業報告書

出店の場合

出店期間	年 月 日から 年 月 日まで
出店内容	イベント等名称 所在地 〒 - 来場者数 人
販売個数	個
売上実績・成果	円（販売単価 円）

広告等宣伝の場合

宣伝方法 （規 格）	チラシ ・ ポスター ・ パンフレット ・ タウン紙 ・ 新聞 その他（ ） 規 格（ ）
作成枚数	枚
配布方法 （ 掲示方法 ）	
配布場所 （ 掲示場所 ）	
売上実績・成果	円（ 年 月 日から 年 月 日まで）

第 13 号様式（第 17 条関係）

事業状況報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、 年 月末
日現在の事業状況を報告します。

1 補助金交付を受けた年度 年度

2 事業状況の報告内容 別紙決算証明書類のとおり

第 1 4 号様式（第 1 7 条関係）

経営状況報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定により、経営状況報告書を提出します。

1 収支状況

(単位：円)

		月	月	月	備考
売上高					
売上原価					
経 費	人件費				
	家賃				
	支払利息				
	合計				
利益					

2 経営状況、課題、今後の展望等

3 中小企業診断士等所感

☐綾瀬市商工会派遣中小企業診断士 氏 名
☐綾瀬市商工会経営指導員 氏 名